

新版民法(5)

契約總論

編集
遠川 藤
原 井
広 島
水 中
山 本
浩 進
健 義
雄 浩
一

有斐閣双書

新 版 民 法 (5)

[契 約 総 論]

編 集 遠 藤 浩
川 井 健
原 島 義
広 中 雄
水 本 浩
山 本 進 一



入門・基礎知識編

有斐閣双書



有斐閣双書

新版 民法(5) 契約総論

定価 1,000 円

昭和45年8月20日 初版第1刷発行
昭和56年2月15日 新版初版第1刷発行
昭和56年11月30日 新版初版第3刷発行

	遠藤 浩	川井 健
編者	原島 重義	広中 俊雄
	水本 浩	山本 進一

発行者	え江	ぐさ草	ただ忠	あつ允
-----	----	-----	-----	-----

東京都千代田区神田神保町 2~17

発行所 株式会社 有斐閣

電話 東京 (264) 1311 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番

本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前

京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

印刷・株式会社精興社 製本・和田製本工業

© 1981, 遠藤 浩・川井 健・原島重義 Printed in Japan
広中俊雄・水本 浩・山本進一

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN4-641-05625-0

はしがき

われわれは、一九六九年から一九七〇年にかけて世におくった『民法』（七巻。一九七一年に二巻を追加して全九巻）の「まえがき」のなかで、次のように述べた。「われわれのねらいは、ひとくちにいえば、民法の基礎的知識を具体的なものを通してしっかりと身につけさせ、応用能力を培う、ということである。そこで、われわれは、この本を編集するについて次のような方針をとった。第一に、民法の諸制度が、現実の社会生活関係・取引関係においてどのように機能しているかを、判例・設例を通して理解させることにとめる。民法の諸制度あるいは諸概念を立体的に理解させようというわけである。第二に、学説が分かれ、あるいは、判例と学説とが対立している事項については、問題の所在を指摘し、実際にどのような差異をもたらすかなどを明らかにしてゆく。第三に、分冊方式として、それぞれ、右の目的を達するのに適当な分量に止め、教師の側の多様な講義体系に適応するようにする。しかも、他の教科書と併用しつつある部分をかなり詳しく講義しようとする要望にも

こたえられるものにする。われわれは、右のような方針を確立するとともに、何回かの検討会をもって、項目の体系、各巻相互の関連、採録すべき判例等について討論し、それを決定していった。そして、つぎつぎに刊行したいということと、多くの気鋭の学者の潑刺たる筆致によって清新の氣をみなぎらせたいということから、大勢の学者に協力をお願いすることになった。幸い、数多くの学者が、われわれの趣旨に賛同され、執筆を快諾された。……」

あの時から十余年。この本が民法を学ぶ多くの人たちからよき伴侶となったと言われ、われわれもそう自負している。しかし、この間の時の流れは社会のなかにさまざまな変化をもたらしした。また、民法の分野でも注目すべき判例が出され、新しい学説が生まれてきている。そこで、われわれは、上記のような基本方針を堅持しつつ、大改訂を企画することになった。従来のものに検討を加え、新判例を追加するなど一層の充実を図った結果、一割方分量が増えたことになっている。執筆は一部を除いてほぼ従来の担当者をお願いするとともに、担当の箇所を明らかにした。多くの学者がこの本を内容ゆたかな香り高いものに仕上げて下さったことに対し、この場所を借りてお礼の言葉を申しあげる次第である。なお、この本の新版について多大の援助を与えられた有斐閣の大橋祥次郎・小林広子・堀田一弥の三氏に心から感謝の意を表する。

一九八一年一月

山 水 広 原 川 遠
本 本 中 島 井 藤
進 俊 重
一 浩 雄 義 健 浩

▶ 編者紹介 (五十音順, *印は本巻担当者)

* えん	どう	ひろし	■	学習院大学法学部教授
遠	藤	浩		
かわ	い	たけし	■	一橋大学法学部教授
川	井	健		
はら	しま	しげ	■	九州大学法学部教授
原	島	重		
ひろ	なか	とし	■	東北大学法学部教授
広	中	俊		
みず	もと	ひろし	■	立教大学法学部教授
水	本	浩		
やま	もと	しん	■	明治大学学長
山	本	進		

▶ 執筆者紹介 (五十音順)

(執筆分担)

い	とう	すすむ	■	1958年明治大学卒業 明治大学法学部教授	(第1章)
伊	藤	進			
うえ	の	まさ	■	1954年九州大学卒業 岡山大学法学部教授	(第3章 2 C~E)
上	野	雅			
えん	どう	ひろし	■	1950年東京大学卒業 学習院大学法学部教授	(序論 4, 第3章 3, 4)
遠	藤	浩			
さ	さ	きん	■	1944年建国大学卒業 専修大学法学部教授	(第3章 1, 2 A・B)
佐	々	木			
み	ぎ	とし	■	1950年慶応義塾大学卒業 日本大学法学部教授	(第2章 1, 2 A・B)
宮	崎	俊			
み	わ	かず	■	1954年中央大学卒業 東洋大学法学部教授	(第2章 2 C, 3)
三	和	一			
もり	いづみ	あきら	■	1951年東北大学卒業 青山学院大学法学部教授	(序論 1~3, 5)
森	泉	章			

◆略語

☆法令名の略語（おおむね有斐閣版・六法の巻末の法令名略語によった）

仮登記担保 仮登記担保契約に関する法律

小 小切手法

借地 借地法

借家 借家法

商 商法

手 手形法

独禁 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

農地 農地法

民執 民事執行法

民訴 民事訴訟法

☆判例引用の略語

控判 控訴院判決

高判 高等裁判所判決

最判 最高裁判所判決

大決 大審院決定

大判 大審院判決

大（連）判 大審院連合部判決

地判 地方裁判所判決

高民 高等裁判所判例集〔民事〕
大審院裁判例

新聞 法律新聞（戦前のもの）

東高民時報 東京高等裁判所民事判決時報

判決全集 大審院判決全集

判時 判例時報

判タ 判例タイムズ

評論 法律〔学説・判例〕評論全集

法学 法学（東北大学）

下民 下級裁判所民事裁判例集
刑集 大審院（最高裁判所）判例集〔刑事〕
刑録 大審院判決録〔刑事〕

民集 大審院（最高裁判所）判例集〔民事〕
民録 大審院判決録〔民事〕

有斐閣双書 既刊と続刊

法律・政治

伊藤正己・加藤一郎編
現代法学入門

末川 博編
法学入門

渡辺洋三編
法の常識

* 佐藤幸治・田中成明著
法の考え方

伊藤正己・加藤一郎編
教材法学入門

天野和夫著
法思想史入門

柴田光蔵著
ローマ法の基礎知識

伊藤正己著
憲法入門

大西芳雄編
憲法概説

阿部照哉・池田政章編
憲法論

(1) 総論
(2) 基本的人権1
(3) 基本的人権2
(4) 統治機構

綿貫芳源・高原賢治編
憲法25講

小嶋和司著
憲法概観

宮田 豊・阿部照哉他著
基本憲法

奥平康弘・杉原泰雄編
憲法

(1) 人権の
(2) 基本問題1
(3) 基本問題2
(4) 統治機構の
(5) 基本問題3
(6) 基本問題4

芦部信喜・小嶋和司他著
憲法の基礎知識

阿部照哉・池田政章編
憲法判例

佐藤 功編
教材憲法入門

今村和著
行政法入門

杉村敏正編
行政法概説 総論

杉村敏正編
行政法概説 各論

成田顯明・荒 秀他著
現代行政法

南 博方・田村悦一他編
行政法

(1) 行政法総論
(2) 行政手続・行政訴訟
(3) 地方自治法

杉村敏正・広岡 隆他著
行政法の基礎知識

廣岡 隆・室井 力他編
行政法判例

廣岡 隆著
行政代執行法

遠藤博也著
都市計画法50講

鈴木録弥・高原賢治編
土地収用法50講

下出義明編
土地区画整理法50講

遠藤 浩・荒 秀他編
建築基準法50講

南 博方著
租税法入門

小松芳明著
法人税法概説

幾代 通・遠藤 浩編
民法入門

谷口知平・於保不二雄編
民法概説

(1) 総則・物権
(2) 債権
(3) 親族・相続

遠藤 浩・川井 健他編
民法

(1) 総則
(2) 物権
(3) 担保物権
(4) 債権総論
(5) 契約総論

(6) 契約各論
(7) 事務管理
(8) 不当利得
(9) 親族
(10) 相続

樗 勇夫著
財産法25講

島津一郎著
家族法入門

佐藤隆夫著
現代家族法50講

奥田昌道・玉田弘毅他編
民法

(1) 総論の重要問題
(2) 物権
(3) 担保物権
(4) 債権総論
(5) 契約
(6) 不法行為
(7) 親族相続

幾代 通・鈴木録弥他著
民法の基礎知識(1)

高梨公之・染野義信他著
民法の基礎知識(2)

甲斐道太郎・乾 昭三他編
民法判例(1)

甲斐道太郎・乾 昭三他編
民法判例(2)

中川 淳・久貴忠彦編
民法判例(3)

水本 浩・高木多喜男編
民法三〇〇題

田中 実編
不動産法概説(1)

荒秀・小高 剛編
不動産法概説(2)

鈴木操著
行政法規篇

根抵当法の問題点

谷口知平・植林 弘著
損害賠償法概説

五十嵐 清・田宮 裕著
名誉とプライバシー

野村好弘著
自動車事故の民事判例

野村好弘著
医療事故の民事判例

野村好弘著
名誉侵害の民事判例

野村好弘著
学校事故の民事判例

野村好弘著
公害の判例

野村好弘著
日照の判例

太田武男著
夫婦の法律

太田武男・久貴忠彦著
親子の法律

太田武男著
相続の法律

久貴忠彦著
判例特別縁故者法

服部栄三・北沢正啓編
商法

大隅健一郎・大森忠夫編
商法概説(1)

大隅健一郎・大森忠夫編
商法概説(2)

大隅健一郎・大森忠夫編
商法総則・商行為法

上柳克郎・北沢正啓他編
商法講義1

上柳克郎・北沢正啓他編
商法講義2

上柳克郎・北沢正啓他編
商法講義3

上柳克郎・北沢正啓他編
商法講義4

三戸岡道夫著
株式会社法入門

河本一郎著
約束手形法入門

上柳克郎・中西正明編
商法判例(1)

上柳克郎・中西正明編
商法判例(2)

上柳克郎・中西正明編
商法判例(3)

上柳克郎・中西正明編
商法判例(4)

平場安治・井上正治他編
刑法概説(1)

平場安治・井上正治他編
刑法概説(2)

平場安治・宮内 裕編
刑法判例(1)

平場安治・宮内 裕編
刑法判例(2)

平場安治・宮内 裕編
刑法判例(3)

平場安治・宮内 裕編
刑法判例(4)

平場安治・宮内 裕編
刑法判例(5)

平場安治・宮内 裕編
刑法判例(6)

平場安治・宮内 裕編
刑法判例(7)

平場安治・宮内 裕編
刑法判例(8)

平場安治・宮内 裕編
刑法判例(9)

平場安治・宮内 裕編
刑法判例(10)

藤木英雄著
経済取引と犯罪

藤木英雄・土木武司他著
刑事訴訟法入門

松尾浩也・田宮 裕著
刑事訴訟法の基礎知識

一質問と解答
少年法概説

阿部純二・齊藤誠二他著
刑事政策入門

佐藤晴夫・森下 忠編
犯罪者の処遇

外尾健一著

労働法入門

窪田隼人・本多淳亮他著

労働法の基礎知識

―質問と解答―

青木宗也・片岡 昇他編

労働法判例

外尾健一・花見 忠編

教材労働法入門

中山和久・深山喜一郎他著

労働組合法

花見 忠編

労働基準法50講

下井隆史・水野 勝他著

労働基準法

花見 忠・保原喜志夫編

労働基準法

久保敦治著

安全衛生50講

久保敦治著

労働法の基礎知識

久保敦治著

労働法の基礎知識

久保敦治著

労働法の基礎知識

久保敦治著

労働法の基礎知識

久保敦治著

労働法の基礎知識

久保敦治著

労働法の基礎知識

久保敦治著

労働法の基礎知識

久保敦治著

佐藤 進・高沢武司編
児童福祉法50講

小野昌延著

不正競争防止法概説

紋谷暢男著

無体財産権法概説

紋谷暢男編

特許法50講

紋谷暢男・吉原省三著

商標法概説

小野昌延著

商標法入門

紋谷暢男編

商標法50講

紋谷暢男編

意匠法25講

紋谷暢男編

意匠法25講

紋谷暢男編

意匠法25講

紋谷暢男編

意匠法25講

紋谷暢男編

意匠法25講

紋谷暢男編

意匠法25講

紋谷暢男編

意匠法25講

紋谷暢男編

意匠法25講

紋谷暢男編

意匠法25講

紋谷暢男編

意匠法25講

小田 滋・石本泰雄他編
現代国際法

香西 茂・太寿堂 鼎他著

国際法概説

沢木敏郎著

国際私法入門

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

藤田 勇・中山研一他著

ソヴィエト法概説

小辞典シリーズ

伊藤正己・阿部照哉他編

憲法小辞典

阿部 齊・内田 満編

現代政治学小辞典

吉野昌甫編

貿易為替小辞典

降旗武彦・岡本康雄他編

経営学小辞典

浜島 朗・竹内郁郎他編

社会学小辞典

大山 正・藤永 保他編

心理学小辞典

以下逐次刊行

心理学小辞典

以下逐次刊行

心理学小辞典

以下逐次刊行

心理学小辞典

以下逐次刊行

心理学小辞典

以下逐次刊行

心理学小辞典

以下逐次刊行

心理学小辞典

以下逐次刊行

心理学小辞典

以下逐次刊行

心理学小辞典

以下逐次刊行

心理学小辞典

以下逐次刊行

心理学小辞典

目次

序

1	契約の社会的機能……………一
2	契約自由の原則とその機能……………三
3	契約と信義誠実の原則……………三
4	事情変更による契約の失効・解除・改訂……………三
5	契約の種類……………四

△細目次▽（括弧内の数字は通し番号を示す）

◆契約（1）	契約の歴史的發展（2）	近代的契約の特色（3）	契約の社会的機能——序説（4）
売買契約の社会的機能（5）	労働契約の社会的機能（6）	質貸借契約・消費貸借契約の社会的機能（7）	
◆契約自由の原則（8）	契約自由の機能とその矛盾（9）	約款（10）	契約自由の原則の制限（11）
◆契約と信義則（12）	契約の締結と信義則（13）	契約締結の準備段階における過失（14）	契約の存続中と信義則（15）
◆序説（17）	事情変更の原則——序説（18）	要件（19）	効果（20）
◆典型契約（有名契約）	非典型契約（無名契約）	混	

	第1章 契約の成立	五
1	序 説	五
2	申 込	五
3	承 諾	六
4	契約の競争締結	七
5	懸賞 告 白	七
	第2章 契約の効力	八
1	序 説	八
2	双務契約の特殊の効力	八
A	序 説	八

合契約 (22)	双務契約・片務契約 (23)	有償
契約・無償契約 (24)	要物契約・諾成契約 (25)	
要式契約・不要式契約 (26)	継続的給付契約と	
一回的給付契約 (27)	本契約と予約 (28)	附
合契約と非附合契約 (29)		

- ◆契約成立の要件 (30) 契約成立の態様 (31)
- ◆意義 (32) 申込の効力 (33)
- ◆意義 (34) 効力発生時期 (35)
- ◆競売・入札 (36)
- ◆緒説 (37) 懸賞広告 (38) 優等懸賞広告 (39)
- ◆契約の効力と民法典の仕組 (40) 一般的効力発生要件 (41) 契約の効力と解除 (42) 契約責任と不法行為責任 (43)
- ◆特殊な効力の必要性 (44) 成立上の牽連関係

3	第三者のためにする契約……………	二八
2	法定解除権……………	一四三
1	序説……………	一三三
第3章	契約の解除……………	一三三
B	同時履行の抗弁権……………	七八
C	危険負担……………	一〇二
A	序説……………	一四四

◆序説(51) 債権者主義の適用範囲(52) 債権者主義の内容(53) 停止条件附双務契約の特則(54) 債務者主義の原則(55) 債権者の責に帰すべき事由による履行不能(56) ◆序説(57) 出捐の原因関係(58) 社会的作用(59) 成立要件——要約者・諾約者間の契約(60) 成立要件——第三者の権利の取得(61) 効果——第三者の地位(62) 効果——要約者の地位(63) 効果——諾約者の地位(64) ◆解除の意義(65) 解除的作用(66) 解除と類似の制度(67) 解除しうる契約の範囲(68) ◆契約解除権(69)	(45) 履行上の牽連関係(46) 存続上の牽連関係(47) ◆序説(48) 成立要件(49) 同時履行の抗弁権の効力(50)
--	---

B 法定解除権の発生……………一四

C 法定解除権の行使……………一七

D 解除の効果……………一七

E 法定解除権の消滅……………二〇

3 約定解除……………二〇六

◆法定解除権の発生原因(70) 普通の履行遅滞に

おける解除権発生の要件(五四一条)——序説(71)
債務者の責に帰すべき事由による履行遅滞があること——要件の一(72) 相当の期間を定めて催告すること——要件の二(73) 催告期間内に履行されなかったこと——要件の三(74) 解除権の発生要件を軽減する特約(75) 履行遅滞による解除権の発生と消滅(76) 定期行為の履行遅滞(五四二条)(77) 履行不能による解除権発生の要件(五四三条)(78) 不完全履行による解除権発生の要件(79) 債権者の受領遅滞(80)

◆法定解除権の行使(81) 解除権の不可分性(82)

◆解除の効果——序説(83) 解除の遡及効(84)

解除と第三者(85) 原状回復義務(86) 損害賠償の請求(87) 解除による債権・債務の牽連性(88)

◆法定解除権の消滅(89)

◆約定解除の意義および作用(90) 約定解除権の発生と行使(91) 約定解除の効果(92) 約定

4 合意解除（解除契約）……………二〇九

参考文献

事項索引

解除権の消滅（93）

■合意解除の意義および作用（94）

件（95） 合意解除の効果（96）

合意解除の要

序 論

1 契約の社会的機能

1 契 約

(1) われわれの日常経済生活の大部分は、無数の契約によって営まれているといつてもよい。それは、現在、われわれの生活が、自給経済ではなく、社会的な分業によつてなされ、そこではなんらかの形の財産取引を通じてはじめて円滑に社会生活を営むことができるからである。財産取引は、通常、契約という法律的手段を通じて行なわれる。たとえば、毎日食べている米は米屋との売買契約によつて得たものであり、会社へ通勤するのは会社との雇傭契約ないし労働契約に基づくものであるし、通勤のため電車に乗るのも鉄道会社との運送契約による。そのほか、住むために土地や建物を買ったり建物を建築したりするのも、売買契約や請負契約に基づくものである。契約はわれわれの生活にとってきわめて重要な制度といえる。

(2) 契約は、個人の自由意思に基づいて締結される。つまり、人の間における自由な意思に基づく合意が契約である。たとえば、売買契約だと、一方が「売る」他方が「買う」という意思の合致——合意の成立が契約の典型だと思えばよい。自由な意思に基づく合意が成立すれば、それ